

30—02 P U D T

一 事 不 再 理

1. 一事不再理

次に掲げる審判の確定審決の登録（特登施規 § 37、実登施規 § 3③、意登施規 § 6④、商登施規 § 16の2）があったときは、当事者及び参加人は同一事実及び同一証拠に基づいてその審判（この節30—02において「同一審判」という。）を請求することができない（特 § 167、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、 § 68④）。

- (1) 無効審判の確定審決
- (2) 延長登録無効審判の確定審決
- (3) 商標登録取消の審判の確定審決（商 § 56）

この規定をおいた理由は、同一事実及び同一証拠に基づく2個以上の矛盾する確定審決の発生を防止すると同時に、乱訴を防いで同一審判について同じ手続を繰り返す煩わしさを免れさせようとするものである。

この一事不再理の効力は確定審決の効力の一つである。

一方、審判に関与していない者にまで確定審決の効力が及ぶとすることは、民事訴訟の例と比較した結果、妥当でないため、第三者については同一事実及び同一証拠に基づいてその審判を請求することができる。

なお、同一事実、同一証拠でなければ、たとえ請求人が同一であるとしても、再び同一審判の請求をすることができる（注1.）。

2. 同一審判の定義

同一審判とは、請求の趣旨が同一である審判、言い換えれば請求の趣旨の対象となっている権利が同一であり、かつ種類が同じである審判と解される。

3. 同一事実、同一証拠

- (1) 同一事実

同一事実とは、無効、取消審判において無効、取消事由として主張する事実が同一であることをいう(注2.、3.)。

例えば、確定審決が、本件考案が刊行物記載の考案と同一であるとの請求理由についてされたものであるのに対し、本件考案が同じ刊行物記載の考案からきわめて容易に考案をすることができたものであるという請求理由による審判の請求は、異なる事実に基づく審判の請求とされる(注4.)。

(2) 同一証拠

同一証拠とは、同一性のある証拠の意味である。

したがって、証拠自体が異なっても、内容が実質的に同一である場合には同一証拠と解される(注5.、9.)。

また、同一刊行物であっても、引用部分を異にし、立証しようとする技術内容が異なる場合には同一証拠であるとはいえない(注2.)。

なお、特 § 167に関する審決又は裁判例のうち、後の無効審判請求で初めて提出された証拠を新証拠と認めなかったものがある(参考1、2)。

(参考1) 知財高判平18.4.11(平17(行ケ)10467号、無効2004-80180)

『本件審判請求において、原告が確定した先の審決と「同一の事実」に基づく主張をしている以上、特許法167条に反しないのは、それが新たな証拠に基づくときに限られる。ここにいう新たな証拠とは、被告特許の無効事由を立証するための証拠であって、先の審判請求におけるものとは実質的に異なるものをいう。……しかし、甲第8ないし10号証は、先の審決の誤りを指摘し、立証するために提出するものであり、被告特許の明細書に物を作る方法が記載されていることを立証するためではないと、原告自身が主張している。……そもそも、審決の取消事由を立証するための証拠は、当該審決に対する取消理由を提起して、その訴訟において提出すべきであって、審決が確定した後に先の審判請求の請求人が同じ特許について再度の審判請求をして、既に確定した審決の取消事由を立証するための証拠を提出することは、特許法第167条の趣旨に照らして許されないと解される。』

(参考2) 東高判平16.3.23(平15(行ケ)43号、無効2002-35031)

『本件無効審判請求が先の無効審判請求と同一の証拠に基づくものであるかをみるに、先の無効審判において審判請求人の主張が排斥された争点は、審判甲第1号証、第2号証及び第3号証に記載されているところから導かれる公知技術との対比にお

ける「本件発明の構成Cの容易想到性である」である。審決は、「二つの部材を接着する際に、必要に応じて任意の形状の接着領域で部分的に接着することがあることは、当事者のみならず、一般に慣用されている」との事実を認定しており、そこに誤りがあると認めることはできないのであって、先の無効審判では、上記対比において勘案されるべき一般慣用技術の有無も、審理の対象となって、当該公知技術からの容易推考性の有無が審理され、判断されたと認めるべきであり、そのような一般技術常識を証明すべき証拠のないことも、審理に結果判断されたというべきである。したがって、上記一般技術常識を証明すべき証拠を、前記同一の事実に基づく後の審判において提出することは許されず、上記一般技術常識を証明するにすぎない審判甲第5号証及び第6号証を新たな証拠とすることはできないとした審決の判断に誤りはない。』

4. 同時係属の他の審判事件に対する適用

特 § 167 の規定の趣旨は、ある特許につき無効審判請求が成り立たない旨の審決（請求不成立審決）が確定し、その旨の登録がされたときは、その登録の後に新たに上記無効審判請求におけるのと同じ事実及び同一の証拠に基づく無効審判請求をすることが許されないとするものであるので、確定した請求不成立審決の登録時点（登録が平成24年4月1日以降である場合は、審決の確定時点）において既に係属している無効審判請求に対し特 § 167 の規定は適用しない（注6.）。

5. 確定審決が却下の審決である場合

特 § 167 の規定は、審判請求人の提出した一定の事実並びに証拠を斟酌して特許の無効その他同条所定の事項に関する審判請求の実体に付き審理を遂げたのち審判されたことを前提（→1.）として適用されるべきものであるから、審判請求がその他の理由例えば利害関係人でない者の提起にかかわるとの理由で排斥（却下）されたような場合には、前示法条の適用はないと解すべきであるとした裁判例（注7.）がある。

6. 請求人適格とその一事不再理

請求人適格としての利害関係なしとの理由をもってされた審判請求却下の確定審

決の登録があったときは、請求人適格としての利害関係に関し同一事実を主張し、かつ同一証拠を提出して同一審判を請求することはできないとされた裁判例(注8.)がある。

7. 判定の一事不再理

判定には一事不再理の適用はない(→58—03の1.(6))。

8. 特許(商標登録)異議の申立ての一事不再理

特許(商標登録)異議の申立てには一事不再理の適用はない。

(注)

1. 東高判昭48.7.20(昭40(行ケ)64号)取消集昭48年111頁、無体集5巻2号233頁
2. 東高判昭44.6.28(昭39(行ケ)161号)取消集昭44年393頁
3. 東高判昭54.2.28(昭46(行ケ)128号)
4. 昭45審3957号(昭50.4.2)、参考審判決集2号281頁
5. 大判大9.10.19(大8(オ)184号)大審民判録26輯1534頁
6. 最一小判平12.1.27(平7(行ツ)105号)
7. 大判昭5.12.24(昭5(オ)693号)法律新聞3220号9頁
8. 大判昭17.11.10(昭17(オ)187号)民集21巻19号1025頁
9. 知財高判平26.3.13(平成25(行ケ)10226号)

(改訂H27.2)